

教育機関における著作物利用につきまして

日頃より、本財団の活動にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現在、非営利目的で設置された教育機関では、通常の対面授業で使用するために他人の著作物を複製することが、権利者の利益を不当に害しない一定の範囲においては権利者の許諾を得ることなく行えることが著作権法第35条第1項で認められています。

例えば、自作の教材の一部分に新聞の記事や写真を挿入したり、参考資料として本の一部をコピーして配布することなどです。

これは、教育が公益性の高いものであるという特別な理由によるものですが、あくまでも権利者の利益を不当に害しない一定の範囲について認められている特例です。

従って、学生一人一人が購入することを前提に作られた教材を1部のみ購入して、その全てや一部分をコピーして全員に教材として配布することは、上記の著作権法に違反することになります。

このことは皆さま既にご高承のこととは存じますが、もしも現在、教育における利用では著作物全ての複製が認められているというご理解をなされていることがございましたら、今後、そのようなことのございませぬよう十分にご留意いただきますようお願いを申し上げます。

なお、現在、文化庁文化審議会著作権分科会では、ICT（情報通信技術）活用教育における著作権物の利用の円滑化について、法改正を視野に本年度中の取りまとめに向けた検討が行われております。概要は次頁をご覧ください。

平成28年12月15日

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団
理事長 福田 益和
(公印省略)

【参考】ICT（情報通信技術）活用教育における 著作権物の利用について

現在、ICT活用教育においては、①遠隔地の複数の教室で同時に授業を行う場合と②予習・復習などのために授業の前後にサーバーに資料を置いて学習者が利用する場合で、各々著作物を利用する場合の手続きが異なっています。

①の場合は通常の授業と同様に、権利者の利益を不当に害しない一定の範囲においては、権利者の許諾なしに映像等を含む著作物を利用することが認められています。

しかし、②の場合は、原則として事前に権利者の許諾を得ることが必要とされています。

このことについて教育機関には、使用の許諾を得るまでに長い時間や大きな労力を要するため不便である等の意見がある一方、権利者側団体からは権利侵害の助長が懸念されることから事前の権利者の許諾が必要等の意見が出ています。

現在、文化庁文化審議会著作権分科会では、これらの問題に加えて、現行の著作権法で教育機関に認められている授業での利用等も含めた事案を円滑に解決するため、ガイドラインの作成、権利を集中的に管理する団体の設置や使用料を集中的に徴収し権利者へ分配する団体の設置などがひとつのイメージとして話し合われています。